

登録業者名簿の活用について

1 名簿使用の前に

この名簿に登録されている申請区分については、その申請区分業種に記載されている業者以外とは、原則として契約できないので注意してください。

2 名簿の使用にあたって

- (1) 名簿の有効期限は、令和7年8月1日から令和10年7月31日までです。
- (2) 原則として当該申請区分の登録順位が1位（指名希望順位1位の業種）の業者を選定してください。
- (3) 地場育成を図るため、できるだけ地場業者（本企業団の構成団体の行政区域内に本店を有する業者）を選定してください。

3 名簿の見方

- (1) 名簿は申請区分別です。
- (2) 名簿の＊印（土木工事、管工事Ⅱ種）は登録順位同一1位を表します。
- (3) 「商号又は名称」欄の（株）は株式会社、（有）は有限会社、等の略式で表示します。